

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 送 付 委員会名 |
|------------|---------|---|-------|-------------|
| 28年 第9号 | 28.5.31 | <p>純粋に茨城県庁舎等における県旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求める陳情</p> <p>(陳情事項)</p> <p>下記事項の実現へ向け、県及び関係機関へ働きかけられたい。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県庁及び出先機関の庁舎等において、県旗及び国旗を掲揚すること。(但し、これを模した図画等の掲示等でもよい。) 2 1にあたり、県旗と国旗を近くに配置すること。 3 1にあたり、県旗と国旗の大きさ等の様態その他の処遇に著しい差異が出ないように配慮すること。特に県旗が国旗よりも著しく小さくならないようにすること。 4 年始及び年度初めの訓示等において、県旗及び国旗に向かって一同起立及び敬礼すること。 5 4にあたり、傷病・障がい者及び妊婦その他の身体的事由のある者においては、着席の会釈等の代替行為を認めること。 6 5の該当者にあつては、周囲が積極的に配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしないこと。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国旗は、平和主義、民主主義及び人権擁護その他法の下での平等の象徴であり、日本国憲法の趣旨を表現したものである。 2 現在、日本国憲法の解釈及び改正にあたり、数多の国民が同士討ちを行っており、互いに忌まわしき呪いの語句を浴びせあい、多くの見えない心の血が流され続け、母なる大地であがきこれを汚している。 3 十人十色、人それぞれ思想及び解釈は異なるが、皆、平和で平等な処遇を成す社会を望んでいることに違いはない。 4 今一度、日本国憲法が普遍に規定する趣旨に立ち返り、その精神にのっとった建設的・平和的な議論を展開すべくものと思料される。 5 そのためにも、県庁及び出先機関の庁舎等に県旗とともに国旗を近くして掲 | 個人 | 総務企画 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>げ、年始及び年度初めの訓示等において一同が起立し、これに敬礼すべきである。</p> <p>6 一方、身体的事由のある者については周囲が配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしてはならない。</p> <p>7 また、県旗と国旗の大きさ等の処遇は平等にせねばならない。</p> <p>8 国旗の日の丸は膨張色につき目の錯覚により実際よりも大きめに見えるので、県旗よりも若干小さめが丁度よい。現に、囲碁の碁石は、黒よりも白の方が若干小さめである。</p> <p>9 そもそも陳情者は、国と地方公共団体の関係及び都道府県と市町村の関係は対等であると思料する。そして、法令でもそのように定義されている。</p> <p>10 前回、多くの地方議会へ市旗、県旗及び国旗のすべての掲揚等を求める陳情を出したが、これについて、東京都武蔵野市議会の委員会にて、委員の国旗掲揚を支持する発言中に野次が飛び、これが「都旗はクレイジー又はストレンジだ！」を意味する内容だったとのこと。もしこれが真実ならば、陳情者への誹謗中傷、罵詈雑言及び人格否定並びに人権侵害であり、公人又は全体の奉仕者たるにふさわしくなき非行と規定される非違行為であり、極めて遺憾であり、甚だ心外である。嘘、大袈裟又は紛らわしい広告であることを祈らんばかりである。</p> <p>11 地方議員及び職員に散見される悪癖としては、国に対する妙な意識があることである。</p> <p>12 くれぐれも、色眼鏡をかけてはならない。国は地方行政の仲間である。</p> <p>13 地方公共団体職員の方にこそ、行政職であることの自信と誇りを持って、国と対等の立場で連携していただきたいのである。</p> <p>14 同一地方公共団体の議員及び行政職同士にあっても、思想の違いを乗り越えて、連携していただきたいのである。</p> | | |
|--|---|--|--|